

江戸時代の超高齢者(2)

—幕府領直島・宇和島藩・仙台藩1720-1872年史料に見る—(下)

高木 正朗ⁱ

江戸時代の日本列島に高齢者は何人ほどいたのか。その比率は現代と比べて高かったのか、低かったのか、あるいは同程度だったのか。この設問は極めてシンプルである。しかし、回答は容易ではない。最大の理由は、国民国家(nation state)成立前の日本は、17世紀～19世紀中期まで約260年間、総数270～300もの自治小国の「集合体」だったからである。その結果、センサス(国勢調査)に匹敵する人口統計はなく、高齢者の人数も比率も分からない。しかし、手掛かりはある。小国が実施した地域単位の人口調査はわれわれに、たとえば数え年80歳以上の超高齢者の人数や基礎人口比を計算するチャンスを与える。一方、老人は家族や支配者にどう処遇されていたのか。彼らが苦しんだ病気は何だったのか。この設問については幸い、われわれは豊かな質的情報をもっている。第1の設問について、筆者がこの論文で計算した結果は次の通りである。讃岐国直島(現香川県直島町)の事例では、1839～71年(32年間)の基礎人口33,089人に占める80歳以上者396人の比率は11.97%、90歳以上者33人の比率は1%である。宇和島藩(現愛媛県宇和島市)の事例では、1778年の(侍を除く)基礎人口100,142人に占める90歳以上者55人の比率は0.55%、同年の基礎人口(村居住人口)96,652人に占める100歳以上者2人の比率は0.02%(人口10万当たり2.07人)である。この数値は、1888年に日本政府が実施した人口調査と対比できる。この年、日本の総人口は3,960万人(年齢不詳を除く)だった。そこで、これを基礎人口とすれば、数え年80歳以上者26.4万人の比率は6.67%、90歳以上者1.08万人の比率は0.27%、そして百寿者137人の比率は0.0035%(人口10万当たり0.35人)である。筆者がここで計算した比率は、近代化の開始時点(1888年)の数値よりも2倍以上高かった。第2の設問については、筆者は多数の記録資料を検索し、江戸時代の老人と家族(介護者)のリアルな姿、病状、封建領主と高齢者の多分に儀礼的かつ微妙な主従関係を抽出・再現している。この論文は複数のトピックで構成されている。そこで、江戸期日本の地域人口の推移と高齢者比率に関心がある読者は第2、3章を、老人をめぐる人間関係や社会関係の姿かたちを知りたい読者は第4、5章を、老年観の日欧比較史に興味をもつ読者は、序論と結論に記した試論を(注とともに)見てほしい。

キーワード：超高齢者、百寿者、数え年、老年・老病、宗門改帳、増減帳、地域人口、千分比(‰)、ソボクレス、キケロ

目次

序論(西と東の老年観)

第1章 瀬戸内海の生業と暮らし

1-1 備讃瀬戸の生業

1-2 食料と人口

1-3 直島の土地と農産

第2章 幕府領直島の人口趨勢と超高齢者

2-1 直島の人口調査

2-2 人口の規模と趨勢(以上、51巻3号)

2-3 自然増減と社会増減

i 立命館大学名誉教授

- 2-4 直島の超高齢者
- 第3章 宇和島藩の人口と高齢者処遇
 - 3-1 宇和島の人口調査
 - 3-2 人口の規模と趨勢
 - 3-3 高齢武士の処遇
 - 3-4 高齢百姓の処遇
 - 3-5 長寿祝いの簡素化（以上、51巻4号）
- 第4章 老病と扶養・介抱のかたち
 - 4-1 幕府の老人調査
 - 4-2 老いと老病
 - 4-3 老病と扶養・介抱のかたち
- 第5章 仙台藩の裁判記録にみる老人・扶養
 - 5-1 「虐待」をうける老人
 - 5-2 罪責を宥免される極老
 - 5-3 極老の宥免率
- 結 論（以上、52巻1号）

第4章 老病と扶養・介抱のかたち

4-1 幕府の老人調査

諸国忠孝書上

江戸時代の老人・老病のリアルなすがたは、幕府が寛政1（1789）年に実施した孝行者の全国調査書（「官刻孝義録」以下、孝義録と表記）、また各藩の忠孝書上などで明らかとなる⁴⁹⁾。

幕府・各藩の孝行奇特者調べで重要な点は、以下の通りである。調査結果の公表は、領民に封建社会の徳目（親孝行）を再確認させ、老親の扶養・介抱の弛緩（放棄）を防ぐことを主な目的としたが、老病・老耄の実態を把握して対策を講じようという意図するものではなかった、ということある。

しかし、この種の書上は図らずも、老人調査（高齢者の実態調査）という役割を果たしたという点で、われわれ日本人にとって大きな価値がある。すなわち、こうした記録はわれわれに、老人たちの病態を現代医学の最新の知識と照合させ、江戸時代後期の老態・老病をより客観的・合理的に把握する機会をも与えるのである。

幕府の全国調査については菅野（1999b: 494-

510）が、調査の経緯と結果の概要を簡潔に記し、総括表を作成している。それによると、書上げ数（褒賞者）は8,560人であり、うち約760人の孝行者については「略伝」が収録された。

主な褒賞理由は「孝行」5,500人（64.3%）、「奇特」1,400人（16.6%）、「忠義」550人（6.5%）で、この3者で全理由の87%を占めた。

旧国別の収録件数は「陸奥」1,420人（16.6%）が圧倒的に多く、次いで「豊後」620人（7.3%）、「常陸」440人（5.1%）、「越後」430人（5.0%）、「伊予」420人（4.9%）、「肥前」は380人（4.5%）である。

ここで、筆者がとりわけ重視した記録は「略伝」である（例えば、4-3節に収めた5例）。

御触書

徳川幕府の「御触書」は御褒美之部に、孝行者の褒賞例として53件を収録している。期間は約120年に及ぶが、書上げ内容の変化を考慮すると3期に区別できる。

1期は元文4（1739）～天明8（1788）年まで（49年間）であり、受給者は諸国の天領百姓で、彼らは概ね銀20枚を受け取った（計18件）。例えば、資料5は甲斐国巨摩郡乙黒村・ひめに、次のように申渡している⁵⁰⁾。

資料5「申渡し書」（仮題、元文4年「御触書寛保集成」1099）

「御勘定奉行え

増田太兵衛御代官所

甲斐国巨摩郡乙黒村 百姓忠右衛門娘

銀貳拾枚

ひめ

忠右衛門後家

米拾俵

ひめ母

右ひめ、老母へ孝行之段相聞、且又ひめ母百歳ニ相成候ニ付、書面之通被下候間、其段太兵衛へ可被申渡候〔元文四年末〕六月

甲斐国巨摩郡乙黒村 百姓忠右衛門後家

ひめ母

右、百歳ニ及候者可有之候ハハ、申出候様ニとの儀ハ無之候得共、此度達 御聞候ニ付、書面之通被下之候、其趣可被存候」

2期は寛政2(1790)～天保4(1833)年まで(43年間)で、これは過渡期である。この時期の褒賞数は極端に少なく、高額金貨を受給した者と単に「置置」かれた者とが相半ばした(同5件)。

3期は天保8(1837)～安政5(1858)年まで(21年間)で、受給者の大部分は江戸城下の「店借り」「地借り」層である(同30件)。この時期には支給額が削減され、彼らは銀5枚か銭10貫文(または15貫文)を受け取った。

養老米・扶持米の支給はこの120年間にわずか7件で、1期に2件(安永4年・百寿者に米10俵、天明8年・長寿者に「一生一人養扶持」)、3期に5件(「一日米五合、一生之内」)が行なわれた。扶持の支給を「一生」(年俸)から「一日」(日給)に変更すれば、対象者の死亡と同時に支給を停止できるので、経費削減の姿勢を示すことはできたであろう。

1～2期のこれら書上は褒賞理由を記してはいるが(例えば、老母・父母ニ孝行)、老親(被介抱者)の病態・老病には一切言及していない(そしてこの方針は、天保期前半まで維持されたようである)。

しかし、3期(天保8年以後)の御触書は、褒美の理由を江戸町人に周知するためであろう、病状を詳しく書上げている(「幕末御触書集成」)。そして、申渡し書の文面は人目の付く「自身番屋」や「向 寄^{むこうより}宜敷場所」に貼りだされた。その文面には老人の暮らしぶり、生活の質、介抱者の生業・生計の様子などが具体的に記され、罹患病名と症状は漢方用語で記された(例えば中風、腰痛・腰立不申、盲目・眼病、傷寒、麻症、癩氣、疳症など)。

われわれはこの記録に拠って、19世紀中期・大都市に暮らした町人たちの、老いと介抱の姿かたちを垣間見ることができる。

4-2 老いと老病

歴史時代・日本人の老いの姿かたちは、その病^{やまい}をみつめた扶養者・介抱者たちによって、かなり詳細にかつ正確に書きとめられた。

例えば新村(2002)は、膨大な文献(文学・宗教作品、日記・随筆、医書など)から、古代以来の日本人の老病(老耄、痴呆、物狂い)を多数選びだし、彼らに対する身内や周囲の態度(すなわち排除か、あるいは受容か)、こうした態度の変化・変容を紹介している。

同書によれば、日本の古代・中世～近世末期(蘭学以前)の人々は老人・老耄をよく観察していて、その病状や感情の起伏・逸脱をことばで表現し、文字に書き残したということがよくわかる。それらを読むと、彼らの観察結果は、例えば紫式部(生没年不詳)は耄碌を「ほけける(惚け痴る)」と表現したように、現代の認知症患者にみられる症状の記述と異なるところはなく、きわめて正確だったと結論できる。耄碌による心身の変容・激変は否応なく、周囲の人々の目差しを鋭くしたに違いない。

しかし、病因の解明やその治療となると、医師も庶民も中国医学や漢方以外の知識を持たなかったので、現代医学に無理なく接合しうることばや概念は、ごく少数しか見当たらない。なぜなら、病因は中国の伝統思想で説明され(五臓六腑と陽気-陰気、五行、虚-実、また気・血流循環のバランスなど)、彼らは心身を一元論的に捉えていたとはいえ、その治療は(呪術・祈禱は行なわなかった)もっぱら薬餌、鍼灸、按摩などに依存したからである。

確かに、近世末～明治初年にかけて、蘭学(例えば、緒方洪庵らの貢献)は若干の進歩をもたらした。しかし、老耄・老病は「不治のやまい」であると見なされた点は、聊かも変わらなかった。

そこでこの節は、老いにかかわる症状・病名のうち江戸時代によく言及され、西欧医学の導入後も(漢語に翻訳して)使用されたもの五つを取り挙げ、それは現代の病気・病名のどれに接合しうるかを検討する。

(1)「老耄，耄碌」（ろうもう，もうろく）

耄は老と毛からなり「老髪（^{ほう}）の婆娑たる姿をいう」とされ、この一字で「としより」「おいぼれる」「みだれる」の意をそなえる。耄老とも表記される。われわれがよく見聞する言葉としては、耄碌（^{ほうろく}）（「もうろく」「-する」）がある。碌は「石がごろごろしたさま」で、転じて平凡・つまらないという意味をもつ（漢語・漢字の意味は白川（1996）に拠る。以下も同様）。

老耄あるいは耄碌に該当する現代医学の用語は見当らない。強いて探せば、それは老年症候群（failure to thrive）、あるいは老衰病にあたるであろう。

(2)「中風」（ちゅうぶ ちゅうふう）

中風は中と風からなる。中は訓義で「あたる」、風は「つねならぬもの」「くるえるもの」の意で、両者で「異常なものにあたる」を意味する。中は常用熟語（^{あたる}）に食中り、中毒、熱中症などがあり、現代の日本人にとって身近なことばである。

現代医学において、中風に該当する病名は「脳卒中」[cerebral apoplexy]である。伊藤・井村・高久（2010）は脳卒中を、「脳血管の病的過程（脳梗塞、脳出血、くも膜下出血、頭蓋内出血など）によって急激に、それに該当する精神・神経症状を呈するものを指す」と定義している。

急性発作後の症状（後遺症）として、意識障害、運動・感覚障害（半身不随〔片麻痺〕）その他が現れる。

(3)「譫妄」（せんもう）

譫妄は譫と妄からなり、譫は訓義で「うわごと」「たわごと」、妄は「みだりに」「あやまる」「まどう」の意（譫は言と詹からなり、詹は「崖下などの^{かく}隠れたところでひそかに神にいのるときの、小言でつぶやくような祈りをいう」とある）。そこで譫妄は、意味不明の言葉をみだりにつぶやく状態をさす。

近・現代医学はこの言葉をそのまま病名に使用して、「せん妄」[delirium]と表記している。原因は

脳内部位の代謝異常、神経伝達異常と推定されている。おもな症状は注意の集中・持続障害、睡眠-覚醒リズムの障害、認知障害（失見当識、錯視、幻視、思考散漫）などであり、「急性発症し日内変動を示し、数日ないし1週間くらいで消失する」とされる。

なお、老人に発症しやすい「夜間せん妄」[night delirium]は、「夕方から夜間にかけて、軽・中程度の意識混濁に加えて精神運動障害を伴い、錯覚・幻覚・妄想が見られる状態」を指す。

(4)「痴呆」（ちほう）

痴呆は正式には癡呆と書く。癡は訓義で「おろか」「くるう」、呆は「ぼける」の意（癡は疒と疑からなり、疒は「牀上に人が臥している形」でやまい、疑は「人が後ろを顧みて疑然として立ち、杖を樹てて去就を定めかねている形」で、「うたがう」意）。そこで癡は、「神思たらず、疑惑猶予して決しがたいことをいう。その病的な状態にあるものを癡という」とされる。ゆえに痴呆はぼけておろかな様子、あるいはそのような者をさす。

近・現代医学はこれをそのまま病名に使用してきたが、平成16（2004）年から「認知症」[dementia]に変更した。これは老化による脳の（器質）障害によるもので、血管性認知症と変性性認知症に分類される。後者にはアルツハイマー型、レビー小体型、前頭側頭型認知症などがある。

認知症は「65歳以上の老人の4～5%に見られ、その普遍的（中核）症状は「記憶障害、見当識障害（時間・場所・人物の失見当）、認知機能障害（計算能力の低下・判断力低下・失語・失認・失行・実行機能障害）などから成る」とされる。

(5)「痛風」（つうふう）

漢語に痛風という言葉はないようである。しかし、痛は「疾痛の甚だしいことをいう」とされ、風は（中風と同様）「つねならぬもの」「くるえるもの」である。ゆえに漢方は痛風を異常な病、ひどい痛みをともなう病気としたのであろう。

「痛風」[gout]は現代においても、病名としてそのまま使用されている。これは尿酸塩の蓄積によって起こる関節炎で、原因はカロリー過剰や脂肪過多など食習慣の片よりにあり、美食・過食によって罹患する現代病とされる。男女の発病比は20対1、発病年齢は30～40歳代が多いとされ、放置すると手足の親指基関節が激しく痛むようになる。

以上五つは、江戸時代の記録にも散見される病気・病名である。

4-3 老病と扶養・介抱のかたち

江戸時代の老病と介抱・扶養の姿かたちは、表現・表記に多少の誇張はあったとしても、それは近親者のリアルな観察や「語り」であったから、現代人にも容易に理解できる。その「語り」や観察は、われわれの介護体験と類似・共通する、複数の症状とトピック（特異な言動）を含んでいる。

そこでこの節は、前節の考察結果を念頭に、江戸時代の老病を便宜的に五つに分類し（痴呆、徘徊、せん妄、中風、痛風）、各分類に対応する症状・病態群から、典型と見做しうる事例の一つ挙げる。但し中風・痛風は老年だけでなく中年にも発症するが、「孝義録・孝養録」にも頻繁に現れるので、ここでは老病の一つに加えた。

なお、典型（5例）の抽出にあたって、筆者は江戸期・西国の書上をサーベイ・検討した。しかし、検討資料はごく一部にとどまったため、採録に値する事例はごく少数であった。そこで、東国の適例を二つ、明治前期・西国の事例一つをこれに加えた。また、現代医学と照合し難い漢方の病名、例えば疽（悪性の腫瘍）、血病、また文書に散見される盲目などは除外した。

(1) 乳児にかえるー「痴呆」「老耄」と推定される事例

後藤宇右衛門の母（90余歳）・大隅国曾於郡松永村住居（松平豊後守領家来・穎娃内膳〔城下土〕の取次番）現・霧島市隼人町松永？

宇右衛門と妻は松永村に住まい、父母への孝

養を怠らなかった。宇右衛門の父は先年90余歳で死去した。母もまた齢90を超えているので昼夜介抱、夜は夫婦のあいだに寝かせている。

母はいつも菓子を好むので、少しでも買い求め勧めると、「無益の費なり」と拒絶をする。そこで「（これは）隣家からのもらいもの」と偽りすかして、喜んで食べるよう工夫している。

この母もだんだん老痴れて、幼子^{おきなご}のようになっていった。そこで種々の玩具をととのえ心を慰めているが、「乳をのみたい」などと言うときもある。宇右衛門の妻は40を過ぎていが、子を産んだことは一度もない。それでも自分の乳房をふくませ、義母の意にまかせると、「あるいは吸い、あるいは嘔んで、乳房も爛れし事など」あった。

しかし妻は、この老衰ぶりをみて余命わずかと嘆き、夫婦でひそかに落涙した。宝暦10（1760）年正月、領主は宇右衛門に米若干をあたえ褒美とした（菅野 [1999c: 480]）。

(2) 徘徊・漫然と歩行するー「見当識障害」（認知症）と推定される事例

伊智^{いち}の母（80余歳）・讃岐国多度郡善通寺村（村高1,517石）

百姓伊智は幼少のとき父を亡くし、母に育てられた（兄弟姉妹はなかった）。成長してからは、母をたすけてよく家事をこなした。その後、婿をむかえたので母子家庭の不安はやわらいだが、夫はまもなく病死してしまった。伊智はひどく悲嘆し身の不幸をなげいた。しかし、意を強くして母を孝養し、その満足する様子を見てよろこんだ。

ところが後年、母は「老耄して昼夜の別なく、漫然と家をでて歩行」するようになった。そこで伊智は、「母のかたわらを離れず、手厚く看護」する一方、どうにか一家をささえて孝行をつくした。

文化14（1817）年、丸亀藩は銭7百文を与え

てこの篤行を賞揚した（香川県仲多度郡編 [1918: 914-5]）。

(3) 不眠・幻覚に苦しむ－「せん妄」（認知症）と推定される事例

佐藤久三郎の母（年不詳）・陸奥国仙台領宮城郡田子村（宮城郡陸方大肝入、持高45.6石）

久三郎は父母に孝をつくし、公務（大肝入職）を怠りなく務めてきた。父は死去し、母は4年前から「気不足」となり、「夕暮れ以後になると、ものに驚きやすく眠れなくなった」。久三郎はこれを憂い、昼間は公用を勤め、夜は寝ずにつき添って介抱する毎日である。

病状がひどくない時でも、自身は眠れないので小唄などきかせ、「もの驚きの多いときは、母を抱いて眠らせ」ている。母は昼となく夜となく久三郎を呼ぶので、（父死後は）夫婦とも母の寝所でねることにし、夜中も相手をできるようにしている。

施療については「医師も数人代わったが、はかばかしい緩和はなかった」。そこで、本人の心にまかせれば「鬱散じ可然哉と色々心を尽くし」ているが、介抱を妻子に任せては粗略になると考えて公用を辞し、望みに任せて物見、遊山、祭礼見物などをさせている。

やや快方に向かうように見えたとき、蕨取りに行きたいと言うことがあった。しかし「その身肥ふとり。山行きなどは平生より苦勞と思つた」が、久三郎は母を背負って山をのぼり、遠見をさせて楽しませた。

久三郎は夏場冬場の避暑・避寒にも細心の注意をはらっている。「二便も妻子にまかせず」自分で始末・洗いすぎをしているが、「夜中は床のうちへ自然と洩らすことあり、衣服が濡れしめりなどするので、（母が目覚めないよう）自身の温い着衣を着せかえている。

食事の準備も妻子まかせにせず自ら調理、「母つねに酒を好候故、その際は肴をこしらえ、

談笑の相手」ともなっている。初物はもちろん、母に進めたあとでなければ食べない。

天明2（1782）年9月、仙台藩は「金五両を与へ」久三郎を褒賞した（仙台市史編さん委員会 [2000: 537-9]）。なお、新村 [1991: 44] が例示している極老・藤兵衛82歳も、せん妄と推定される）。

(4) 突然、半身不随に－「中風」（脳卒中）と診断された事例

片山竹蔵の母（年不詳）・香川県那珂郡大字照井村（旧七箇村照井〔村高1,157石〕）

竹蔵は4歳のとき父を亡くし、母に育てられた（父は農夫とある）。妹は盲目で暮らしは困窮、そのため縄ないなどして母をたすけた。15になると隣村に年季奉公にでたが、母が「突然中風症にかかった」。

竹蔵は取りいそぎ介抱、「すぐに医者をもかせ、二人で介抱しようやく危急を免れた」。そこで彼はやむなく奉公を断念、妹の面倒をみながら看護にあたった。近隣は、その努力その不幸に感じて金品をおくって慰撫し、同情をよせた。

彼はいつも「母の半身不随を癒やそうと、心をこめて神仏にいのり、また背負って説法を聴聞させるなど」孝養につとめた。しかし病は治らず、明治24年4月に亡くなった。彼は悲しみのあまり「半狂乱の如く」なったので、これを見かねた僧侶が「成仏の有難さ」を説諭、大いに悟るところがあった。それから竹蔵は家事にはげみ、生計も立つようになり、27歳で再婚して二男一女をもうけた。

明治24（1891）年8月、香川県知事は竹蔵の奇行状を賞し「褒状と賞金」を与えた。その後竹蔵は、長子に家をゆずって老後を楽しんだが、54歳で没した（香川県仲多度郡編 [1918: 923-5]）。

(5) 両腕・両足に激痛―「痛風」^{つうふう}と推定される事例
 牧右衛門の母(56歳)・武蔵国足立郡吹上村〔阿部
 豊後守領分〕(持高1町1反1畝)

牧右衛門は妻さん、子、母の四人暮らしで、
 生計良好の百姓である。父は13年前に死去、母
 は8年余りまえに痛風となり「両腕の節々の痛
 みに苦しんで、詮なきことを言ったり」「嫁・
 さんの世話は行き届かない」と叱ったりする。

それでも、夫婦は力をあわせて介抱し、施
 療・祈禱をつくしたが、痛みは日増しにつのる
 ばかりである。これを見かねた五人組の人々は、
 牧右衛門の耕作を手伝ったり夜中の看病を引き
 受けたりして、夫婦を助けている。

翌年の正月になると、母は「両足がひどく痛
 んで泣き叫び、禱りも薬も効かない」状態にな
 った。そこで牧右衛門は、朝な夕なに「抱きか
 かえるばかりにして」数年をすごした。この間
 夫婦は、母の左右でねむり、二便は「赤子を扱
 うごとく」始末し、母の食べものは妻が口にふ
 くんで咀嚼、粥は口移しに与えた。

母はこうして4年を過ごし、痛みは癒えたが
 「気血のめぐり悪く、手足も萎えて少しも動け
 なくなった」。その後さらに4年、夫婦は怠る
 ことなく介抱をつづけ、その孝養は近郷までき
 こえた。

延享2(1745)年8月、領主は夫婦に毎年米
 を与えることにした(菅野[1999a: 173-4])。

江戸時代・18世紀中期以後の膨大な忠孝書上は、
 身内や近隣は老人・老病の姿かたちを注意深く観察
 する一方、彼らを献身的に介抱・援助したことを示
 している。しかし、こうした記録は支配側(村方役
 人)が作成したものであるから、手厚い介抱の事例
 だけが収録され庶民に紹介されたのであって、この
 点に疑問の余地はないだろう。

そのため、老人たちの願望・要求が語られること
 はあっても、介抱者・家人の心情・本音は(模範
 的・公式的なもの以外)ほとんど記されなかったの

である。何故なら、儒教において親の扶養は、『論
 語』に「孟武伯、孝を問う。子曰わく、父母には唯
 だその疾を憂えしめよ」とあるように、自明の規
 範・子の側の片務的な義務だったからである。そこ
 で子(介抱者)であれ親(老病人)であれ、両者は
 大抵「無言、無表情」だったのである。

第5章 仙台藩の裁判記録にみる老人・扶養

江戸期・老人の姿かたちは前節(4-3)にある
 ように、その大部分は孝行者の美談として語られ記
 録された。そして、この種の記録(書上)はすべて、
 町年寄や庄屋・肝入が役所に提出した推薦文であり、
 彼らへの褒賞を念頭に作成されたものである。

これに対して、老人・老耄に対する身内・家人の
 本音あるいは日常的対応は通常、仮に不平・不満、
 扶養・介抱の放棄、時に虐待(elder abuse)があっ
 たとしても、他人には容易に知りえなかったであろ
 う。この点について筆者は、家人・身内の赤裸々な
 姿かたちは、判決文などに記されたのではないかと
 考えた。

そこで試みに、仙台藩の裁判記録(「刑罰記」)を
 みると、われわれはそこに、老人に対する家人の態
 度、扶養の状態、心の内などを推測できる事例・記
 述を、ごく少数ではあるが見出すことができる⁵¹⁾。

以下は祖父の扶養放棄(neglect)、親子不和によ
 る祖父自殺、老人虐待の事例である。これらを通し
 てわれわれは、身内の素顔を垣間見ることがある程
 度できるのではないか。

5-1 虐待をうける老人

例え親(実父、実母)であっても、老化・老衰し
 て生計力のない老人は、扶養・介抱は自明の義務と
 見做された時代であっても、子にとって大きな負
 担・心理的重圧となったであろう。とりわけ下級武
 士や無高・水呑など貧困層の生計は常時逼迫してい
 たから、その重圧は弱者(老人)への攻撃や暴力に
 容易に転化したであろう(この点は、現代において

もほぼ同様であろう)。

老人が邪魔者扱いをされ攻撃対象ともなったという事実は、ミノワ(1987: 327以下)によれば、前近代の西欧でも全く同様であった。18世紀中期・仙台藩の下記3例は、こうした事実を裏付けるものである。

(1) 扶養を放棄された祖父

これは仙台藩の評定所が侍・橋本善吉に下した申渡しであり、親類たち(橋本氏一族)が出訴した事例である。吟味の結果以下の事実が判明し、橋本は切腹を申し付けられた。

柴田蔵人組 橋本善吉一切腹(判決: 享保20 [1735] 年12月)

其方義、不行跡之品々親類共訴候ニ付 被遂糺明候処、親類共達之趣ニ無相違…、平日〔祖父〕一溪居所へ参候義甚疎遠、其養料^{とほしく}乏敷食事之品も欠、燈火も無之^{すべて}に而、都而祖父ニ仕ふるの道を失ひ、其身ハ酒食を営、朋友の会・山野之楽を事とし、無益之費を以財用逼迫と成、借金相倍し…、^{あまつさえ}刺指料二次候持鎗迄も失ひ、士之道を守らず、^{いわんや}況祖父・親類之教戒、家来之諫ニ而も行跡不改、其罪重畳するによって切腹被 仰付候事(「刑罰記」703)

橋本は、みずからの遊興に耽って借財を重ねたが、祖父を疎み「養料乏敷食事之品も欠、燈火も無之」境遇に追い込んでいた。さらに彼は、鎗までも手放し「士之道」を踏みはずしていた。それにも関わらず、祖父はもちろん親類、家来の諫めに応じず、不行跡を改めようとしなかった。評定所は「不行跡」の廉で橋本善吉に切腹を申渡し、家は翌年断絶した⁵²⁾。

彼はおそらく年齢30～40前後、家は中層武家であつたろうが、未婚で家に嫡子なく、親もおらず、祖父は隠居所などに住んでいたと推定される。

(2) 自殺に追いやられた老父

極老の侍・鶴谷源右衛門(年齢80以上)が遺書を残して「自縊」(首をくくって自殺)した。遺書には、息子・甚太郎の「兼而不順之品々」が縷々書かれていた。訴人は申渡し書に記されていないが、恐らく源右衛門本人だったであろう。

福原縫殿組 鶴谷源右衛門嫡子・鶴谷甚太郎一改易(判決: 宝暦3 [1753] 年4月)、同組 鶴谷源右衛門甥・本城九右衛門一愼(判決: 同年)

其方義、父源右衛門、其方兼而不順之品々を書置きし自縊し候に依て、被遂糺明候処、父ニ対し不順之品之無、老父自縊之義ハ困窮を苦ニ仕候義ニ御座候由申出候処、父窮迫・飢寒ニ至り候義ハ重キ事ニ候条、其品親類へも申聞吟味を可受^{みだり}処其義なく、妄ニ出行外ニ止宿し、極老之父奉養を不顧、子たるの道を失い不届至極、^{よって}依而御改易被 仰付候事、御城下外ニ可罷在事(「刑罰記」1152)

評定所が自殺の原因を糺問したところ、甚太郎は「自分には不順という事実はなく、父は困窮を苦に自縊したのだ」と申し立てた。しかし、父親が「窮迫・飢寒」するなどということは、極めて重大・深刻な事態のはずである。しかし甚太郎は、それを親類に相談することもなく、「妄ニ出行外ニ止宿」して顧みなかった。

評定所は鶴谷甚太郎に、「極老之父奉養を不顧、子たるの道を失い不届至極」として改易罰(家禄、屋敷の没収)を科し、かつ城下に留まることを禁じた。また、甥・本城九右衛門には、「(事態を)等閑ニし、親類之情薄く未熟之所為」を理由に謹慎を申渡した。

彼らは最下級の侍だったから、老親を養うだけのゆとりがなかったのではないか⁵³⁾。

(3) 継父に虐待される祖父

これは、領内玉造郡下真山村の百姓・弥作が、義

父に対する不孝の廉で獄門に処せられた事例である。この事例も訴人を記していないが、それは内情をつぶさに知る身内(家人)だったであろう。

玉造郡下真山村 百姓善太郎継父・弥作－獄門
(判決：宝暦2 [1752] 年4月)

其方儀、父ニ悪口し、朝夕之食物をも然と
不与、或は父炉辺に居候えハ、其身座敷之由言
旬、土間ニ追下置、都而不孝之重科ニ依而、獄
門ニ被行候事(「刑罰記」1130)

弥作の虐待ぶりは「父ニ悪口し、朝夕之食物をも然と不与、或は父炉辺に居候えハ、其身座敷之由言旬、土間ニ追下置」という有様で、危害は精神、肉体両面に及ぶものであった。

こうした仕打ちは、弥作が「継父」だったことに原因があったかもしれない。例えば、この家は祖父、継父弥作と妻(善太郎実母)、家督善太郎の4人で構成されていたと仮定する。すると、弥作にとって義父(善太郎祖父)は老齢、家督は継子(善太郎)であるから、自分には地位・居場所が全くないということになる。

この疎外感からくる苛立ちが、いつまでも戸主面をしているかに見える義父への、激しい憎悪・攻撃に走らせたのではないか(公式の訴人は村役人だった可能性もある)。

筆者がここに挙げた事例はわずか3例に過ぎない。しかし、老人虐待はごくありふれた出来事であったが、訴訟に持ち込まれるような事案はごく稀(氷山の一角)だったのではないかと考えられるのである⁵⁴⁾。

5-2 罪責を宥免される極老

仙台藩「刑罰記」は、老齢武士の処罰・処遇についても興味深い事例を収録している。それは、評定所は職務上の過失・怠慢がのちに発覚した場合、役人本人が極老(80歳以上)に達している場合は、「宥

免」を申渡したという事例である⁵⁵⁾。なお、以下の3例において訴人は、申渡書に記されなかった。

この3例はすべて、藩役人の職務上の怠慢・過失に関わる事案である。ここでは極老者に対する申渡しに焦点をしばって、簡潔に記す。

(1) 鮎貝志摩組 渡辺善左衛門父・(隠居) 渡辺臣友－宥免、慎(申渡し：元文5 [1740] 年5月)。

侍・渡辺臣友は享保3(1718)年(代官在勤中)、管轄地域の領主・白河上野と前検断との町屋敷・畑地引き渡し事案を処理する際、検断の軒数2軒を4軒と誤記し、検地帳による最終確認をも怠っていた。

白河氏と検断ら百姓の紛争に関わって、評定所は4人を処罰したが(白河氏本人は閉門、家老2名も閉門、現検断1名は戸結^{とゆい})、元代官・渡辺臣友に対する申渡しは「麓末之仕形不届候得共、極老ニ付御宥免、^{つまつ}慎可罷在旨被 仰渡候事」というものであった(「刑罰記」847)。

渡辺に申し渡された「慎」は、身体を拘束する刑罰(自由刑)で、屋敷の門戸をとじ、本人の他出・外出は勿論、昼間は自他の出入りを禁じるという法的処罰である。これに対して「戸結」は、侍以外の家中(足輕、医師、職人)に家屋の出入りを禁じる処罰である。

(2) 黒沢要人組 大立目大之進父・(隠居) 大立目奎兵衛－宥免、無御構(申渡し：宝暦12 [1762] 年8月)。

侍・大立目奎兵衛の過失は、評定所が御鍛冶方見届役と御鍛冶屋棟梁2名を僉議する過程で明らかとなった。吟味の結果、御鍛冶方役所は宝暦6(1756)～同9年まで(3年間)に、「不足物直付八百余両在之、其他勘定ニ立兼候鉄或ハ釘・炭等」莫太な不足金品を積みあげていた。

大立目は御鍛冶奉行在勤中の宝暦2年、御鍛冶屋棟梁が同職棟梁に期日前に納入した炭2,053俵について、この勘定は2年後(宝暦4)とする旨を証文に記し、押印していたことが判明した。

評定所は現役人（御鍛冶定見届・小林七郎）に対しては、「見届役として職分を失ひ、重畳不届至極」として改易を命じた。一方、旧奉行・大立目の勤務状態は「そまつ龜末不届」であるが、「極老によって御有免、無御構候事」と無罪を申渡した（「刑罰記」1484）。

「改易」は主従関係の解消手段であり、一般に身分剥奪、屋敷の没収・領地の削減をとまなう厳罰である。小林氏は、宝永期の史料に「二両四人」扶持と記された下級侍である。彼はその後どうなったであろうか。

一方、大立目氏は宝永期の史料に「十両十五人」扶持とあり、小林氏と同様やはり下級侍である。しかし、本家・大立目氏は伊達一族衆で知行高1,000石の上層武家だった。評定所は判決にあたって、本家の家格に配慮した可能性がある（現役の役人・小林は、強い不満・不合理を感じたのではないか）。

(3) 大町山城組 塩御売方所定役・河東田喜左衛門—宥免、御役目召放・進退三ヶ二減少、蟄居（申渡し：宝暦13〔1763〕年5月）。

老侍・河東田喜左衛門は、塩御売方所の一役人である（現役であり、隠居ではない）。彼の職務は毎年、在郷町の塩割付け元（塩御売方役検断とも呼ばれ、塩蔵に備蓄して百姓に売却する）に預けた専売塩の在庫と金額とを確認し、在郷蔵に塩を手配・運搬することである。

しかし河東田はここ3～4年来、大まかな数量確認で済ませていた結果、宝暦11年（1761）春までに2,000俵余の不足塩があることに気付いた。この不足は早速「支配頭」に報告すべきであったが、彼は見届横目役に対して「よんどころなく無^{よんどころなく}候間見合候」と隠し立てを指示していた。その後、この割付け元（検断）は、塩代金10両余を横領して行方不明となったが、河東田には「音物」を渡していた。

そこで評定所は彼に、「都て勤形甚怠慢、其職を失ひ重畳不届至極候へ共、極老ニ付御宥免を以、役目被召放・進退三ヶ二減少、蟄居」を申し付けた（「刑罰記」1497）。

極老とはいえ河東田は現役の役人だったので、家禄（切米）2/3を召し上げられるなど、先の2例より重い申渡しを受けたのであろう（「軽き品」とは言え、音物〔贈答品〕を受け取ったことも重科の理由だったかもしれない）。

なお「蟄居」は、屋敷を閉門させ居室で謹慎するよう命じる刑罰であり、一般に武士や公家を対象とした。

以上3例を検討すると、極老（80歳以上者）に対する宥免申渡しは、事案の内容と詳細、罪責の軽重、当人の家柄・身分などを考慮して決められたとみられ、非常に区々だったということがわかる。

5-3 極老の宥免率

侍は宥免という特権を、どの程度享受できたのだろうか。筆者は、伊達一族衆・中島氏（2,000石）の家臣書上（慶應2〔1866〕年）にある極老者数をもちいて、この設問に応えようと試みた。しかし、中島氏の文書中に、老人の処罰などを記した資料は見当たらない。そこで筆者は本節において、老人の処罰（刑法犯に対する処遇）をめぐる法史家の見解を一瞥することにした。

彼らの結論は端的に記せばこうである。第1に徳川幕府は老人に対して先規・先例（判例法）を適用し、宥免措置は講じなかったと推定されるということ、第2に刑罰の執行においては、支配の基調をなす憐愍主義の存在によって、現場で疑義が生じる場合があったが、その際は担当奉行・評定所が老中・家老に「伺」を提出し、彼らの「協議」をへて決定される案件があったということ、第3に諸藩には老人に対する減刑措置を、対象者の年齢区分に精粗はあるが、法典・法規に明記するものが何例もあったということである（平松〔1960: 804-7〕、大竹〔1990: 185-8〕、吉田〔2013: 183-4〕、片保〔2015: 155-90〕）。

法史家の第1の結論（厳密に言えば推定）は主として、18世紀中期（宝暦4〔1754〕年）以後の文書数点に依拠したものであり、それ以前の老人処遇を

確実に説明しうるものでは必ずしもないようである。また、極老侍(幕臣)も百姓・町人と同様に、宥免されなかったのか否かについては言及がない。かつて大竹は、江戸時代の刑法でみる限り、権力は決して「老人に甘くはなかった」と述べている。確かに、刑法・刑事罰という特定の領域にかぎって考察をすれば、この結論は妥当かもしれない。

しかし、こう結論するのであれば、宝暦以前においては幕府・諸藩とも長幼老の別なく一律に厳罰をもって臨んだということ、彼らは憐愍主義を決して採らなかったということを、申渡し書などで示す必要があると思われる。なお、宝暦以前の寛刑例としては、老人(70歳以上)と幼少者(15歳未満)に対する刑罰は吟味の上「一等宛輕ク」とすると定めた、仙台藩の元文2(1737)年3月の事例がある⁵⁵⁾。

結 論

本論の課題は、江戸時代の地域人口のなかで、年齢80以上の老人は何人いたのか、彼らは人口の何割を占めていたのか、権力は彼らをどう処遇したのかを把握し、さらに老人たちは一体どんな病気に苦しんだのか、身内は彼らにどう対処したのか、両者は本音を語ったのかどうかを解明することであった。

この課題に対する(現時点の)結論は、以下(2)～(5)に要約した。また、日本人の老年観と西欧人の老年観の決定的な違いについては、仮説若干を末尾に記し(注記をふくめ)て「序論」を補った。

(1) 近世瀬戸内の島嶼・沿岸地域における住民の暮らしは、生業、食料、耕作条件のいずれにおいても、東国よりも格段に「豊かだった」と結論できる。彼らはこの豊かさを、第1に貨幣取得チャンスを十二分に利用し(諸稼ぎ、多様な副業、奉公・出稼ぎ)、第2に耕地不足は段畑開発で対処し、第3に食料不足は麦と甘藷で解消することで手にいれた。

瀬戸内の地域人口は、直島と宇和島の18世紀末～19世紀中期の趨勢を見るかぎり、また公表データに

よれば17世紀以降(注28を参照)、増加ポテンシャルを保ったまま幕末を迎えたと推定できる(図1, 2, 3)。地域史家(民俗学徒)はこの増殖力を、明確な証拠を提示しないまま、甘藷の普及と人口制限(堕胎、間引き)の不在に帰してきた。しかし、備中国の1事例は、末子性比の著しい片寄り(140)を考慮すると、sex selectiveな産児制限を否定できないとの結論を支持している(宇和島については、注30を参照)。

(2) 讃岐国・直島の年齢80以上の長寿者は、天保10(1839)～明治4(1871)年までの32年間、男女込みで延べ396人(1年当たり約12人)、90歳以上者は33人(同1人)いた。この期間の現住人口は33,000人余だったので、80歳以上者の比率は約12% (千人当たり12人)、90歳以上者の比率は1% (千人当たり1人)である⁵⁶⁾。これを男女にみると、80歳以上者比率のみ女子が男子を5%余り上回った。しかし長寿であったとはいえ、彼らは85歳を越すと急速に死亡した。この人口集団の最長寿命者は男子98歳、女子95歳であるが、百寿者はいなかった(表4, 5を参照)。

なお、西国地方(地域)の超高齢者数とその比率については、直島と宇和島を含め表8に記載した。

(3) 伊予国・宇和島藩は長寿祝いを高齢武士に手厚く、長寿百姓・町人には広く薄くして実施した。しかし、長寿祝いは19世紀中期の財政窮迫をうけて整理・削減され、祝儀品は質・量ともディスカウントされた。その削減案は、簡素な祝品を身分別・年齢別に巧みに配分して、殿様と武士の面子(君臣関係)を維持すべく、注意深く作成された(表7)。

幸運なことに、安永7(1778)年の遠忌記録は、年齢90以上の百姓・町人数(男女込みで55人)を書上げたので、われわれは宇和島地域の百寿者比率を計算できる。当年の村方・町方の合計人数は10万人余であったから、90歳以上者の比率は0.55% (千人当たり約0.6人)、100歳以上者の比率は(当年の村方人数は96,600人余だったから)0.02% (人口10万人当たり約2.1人)となる⁵⁷⁾。

表8 西国地方の80歳以上者数と比率 (17-19世紀)
(基礎人口550以上の事例)

(年齢: 数え年, 単位: 人, 1,000人比=%)

調査対象国名・村名 (村数・町数)	年次(冊)	戸数 (年平均)	総数	基礎人口		80歳以上の百姓・町人				90歳以上の百姓・町人				データ出所
				男子	女子	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	(g)	(h)	
(1) 単年 (横断) データ														
御中国・乙島村(1) 1,000人比人数	1677 (延宝5)	174	596	289	307	2 6.92	2 6.51	4 6.71	100	1 3.46	1 3.26	2 3.36	倉敷市史研究会 (2003:702-4)	
和泉国・春木村(1) 1,000人比人数	1716 (享保1)	104	557	297	260	4 13.47	4 15.38	8 14.36	—	0 0.00	1 3.85	1 1.80	三浦 (2004:228, 234)	
大隅国・屋久島(17) (享保11)	1726 (享保11)	405	3,484	1,794	1,690	4 2.23	8 4.73	12 3.44	—	—	—	—	速水 (2000:486, 492-7)	
越前国・大瀧村(1) 1,000人比人数	1747 (延享4)	139	559	274	285	4 14.60	2 7.02	6 10.73	200	—	—	—	佐久 (4 巻・1970:891-912)	
伊予国・宇和島藩(215) 1,000人比人数	1778 (安永7)	(不明)	100,142	53,855	46,287	(不記)	(不記)	(不記)	—	(不記)	(不記)	55 0.55	近代史文庫宇和島研究会 (1982:139)	
和泉国・春木村(1) 1,000人比人数	1815 (文化12)	110	550	264	286	2 7.58	6 20.98	8 14.55	—	—	—	—	三浦 (2004:228, 234)	
伊予国・口惣村(1) 1,000人比人数	1842 (天保13)	212	884	464	420	1 3.81	4 8.42	5 6.00	33	—	—	—	大三島町誌 (1988:357)	
摂津国・華島村(1) 1,000人比人数	1850 (嘉永7)	746	3,441	1,740	1,701	7 4.02	7 4.12	14 4.07	—	0 0.00	1 0.59	1 0.29	三浦 (2004:16, 40)	
(2) 年次 (時系列) データ														
讃岐国・直島(1) 1,000人比人数	1839-71(33) (天保10-明治4)	(204)	33,089	17,776	15,313	169 9.51	227 14.82	396 11.97	74	17 0.96	16 1.04	33 1.00	三宅家文書	
(3) 単年統合データ														
越前国・瀬戸村(1) 1,000人比人数	1821-68(18) (文政4-明治1)	(78)	5,882	3,033	2,849	28 9.23	44 15.44	72 12.24	64	5 1.65	8 2.81	13 2.21	佐久 (1975:157) 佐久 (6 巻・1972:99-332)	
越前国・左右浦(1) 1,000人比人数	1828-71(31) (文政11-明治4)	(20)	3,892	1,991	1,901	17 8.54	18 9.47	35 8.99	94	1 0.50	0 0.00	1 0.26	佐久 (4 巻・1970:203-398) 福井県 (1985:663-71)	
御中国・片嶋村(1) 1,000人比人数	1853-62(4) (嘉永6-文久2)	(204)	3,819	2,113	1,706	9 4.26	11 6.45	20 5.24	82	—	—	—	中原家文書	
山城国・京都町方(16) 1,000人比人数	1859-62(16) (安政6-文久2)	(678)	2,607	1,330	1,277	3 2.26	6 4.70	9 3.45	50	(不明)	(不明)	(不明)	浜野 (2007:160)	
武蔵国・江戸町方(4) 1,000人比人数	1865-67(4) (慶應1-3)	(112)	1,781	922	859	0 0.00	3 3.49	3 1.68	—	—	—	—	南 (1978:14-118)	
(4) 参照データ														
日本 (全国)	1888 (明治21)		39,604,133	20,006,608	19,597,525	102,247 5.11	161,898 8.26	264,145 6.67	63	3,301 0.16	7,458 0.38	10,759 0.27	総務省統計局 HP	
日本 (全国)	1893 (明治26)		41,385,794	20,904,965	20,480,829	109,579 5.24	168,941 8.25	278,520 6.73	65	5,010 0.24	9,471 0.46	14,481 0.35	総務省統計局 HP	

注) 越前国 (福井県) と山城国 (京都府) 以西を「西国」とした。「単年統合データ」は期間中に資料欠があるもの。乙島村、京都町方は数え年81歳以上者の人数・比率。「(4) 参照データ」の総人数は年齢不明を除いた数値。補正は瀬戸内地域のデータ。

この人口集団の最長寿命者は男子103歳、女子100歳だった(3-4節に収めた資料4の末尾参照)。

(4) 18世紀末(寛政期)、徳川幕府は全国の孝養者・奇特人調べを行ない、結果を公刊した。そこで筆者はこの種の記録資料から、現代医学の病名・症状と接続しうる、江戸期老人に一般的な病^{やまい}を選びだそうと試みた。その結果、老耄(老年症候群)、中風(脳卒中 cerebral apoplexy)、譫妄(delirium)、痴呆(認知症 dementia)、痛風(gout)が抽出された。次に、各病に該当すると見做しうる事例複数を拾いだし、その事例群から典型と推定できる事例一つを抽出した。抽出にあたっては老病者の具体的症状、行為・ことば、介抱者(家人、身内)の養護状態を手掛かりとし、その上で各々の記事を要約した(4-3節を参照)。

結果はこうである。孝養録はわれわれに、老病者と介抱者の素顔、表情、息遣い、また介抱者の苦悩をも追体験させる、極めて有用な情報を提供する。しかし、彼らの「本音」となると、子(嫁)の側に一方的献身と受苦はあっても、両者は「無口、無表情」であり、本音を捉えることは困難であった(例外は注8の、若い嫁・なみに「帰りに再嫁せむことを勧め」た姑だったであろうか)。

(5) これに対して、仙台藩の刑罰記は(ことの性格上)、子や孫の赤裸々な言動つまり老人に対する虐待を、少数ではあるが鮮明に書上げた。虐待の中身は祖父の扶養を放棄する、父に不従順・度を越して無視をする、罵詈雑言をあびせて義父を常時脅迫するなどである。こうした事例の加害者は下級武士や百姓であったが、彼らは老親(祖父母)を扶養する経済的基盤、精神的余裕を持てなかった人々である(5-1節)。

他方で、齢80以上の極老武士は「宥免」措置によって、罪を免れたり減刑を期待したりすることができた。筆者は下級役人の事例三つを挙げたが、村方百姓(子)が恩赦の際に、祖父の老齢(84歳)・愁訴を理由に挙げて、父親の減刑を藩庁に願いでた文書も残されている(文書番号24~27)。

東アジア・日本の権力は、古代(7世紀の律[刑法的制度])以降~江戸時代まで、実に1千年以上にわたって、長寿者に特段の配慮を加えてきたのではないか。そのためか、老人たちは概して依存的であり、その心根は「ひ弱」だったと考えられる。

これに対して、古代ギリシア・ローマの古典作家やルネサンス期の人文主義者の幾人かは、「序論」(とその注)に記したように、内なる老いと厳しく対峙し、それと激しく格闘した。こうした実体験のもとづいて、彼らは堅固かつ普遍的な老年観を創造し、それを後世に遺贈したのである。

老いを凝視するこの姿勢はユダヤの文献、例えば紀元前3世紀後半~2世紀中頃に記されたとされる「コーヘレト書」(旧約聖書)の、ペーソス(苦悩と悲哀)にみちた記述においてもみられる(月本訳[1998: 61-105, 208])。

老いに挑むかれらの姿勢(すなわち知的営み)は西欧中世の一千年間、それを積極的な行為と考えたか消極的な対応と考えたか、それは建前であったのか本音であったのかは別として、修道院(すなわち神との対話、死との対話)のなかで静寂のうちに、確実に保持・継承されたようである⁵⁸⁾。

一方、東アジア・日本ではどうだったのか。日本の知識層は歴史時代以降16世紀中期まで、儒教はともかく、仏教の教義を相対化する思想には遭遇しなかったし、新思想をみずから創造することもなかったのである⁵⁹⁾(内藤[1925])。

確かに16世紀中期以降~17世紀初期にかけて、この国にはキリスト教に入信した大名と相当数の百姓がいたが、彼らは幕府の禁教令によってほぼ壊滅した。なかには不干斎巴鼻庵・通称ハビアンのような修道士も現れたが、彼は洗礼から四半世紀・40余歳で棄教し、キリシタンを弾圧するがわに回った。そして、元和6(1620)年にキリスト教批判書をかき、その翌年に死去している。

危機を免れた儒仏思想はそれ以降、江戸時代は勿論のこと、1945年(敗戦)頃までは確実に庶民のあ

いだで命脈をたもち、現代においても多分に儀礼化したかたちで生き延びている⁶⁰⁾。

しかし、われわれ日本人は現在、人口の超高齢化という深刻な事態を目前にして、老年（老いと死）に対峙しうる強靱な思想（「知的体力」）を創出・保持することが出来ておらず、呆然と立ち竦んでいるのではないか。そして現実とはいえば、実体を欠いて久しい観念（儒教的感性）に囚われながら、「延長された生」（余命の伸び）に対処する技術、あるいは社会保障費の縮減に結びつく制度や手段を懸命に模索・試行している、というのが偽らざる現実ではないだろうか⁶¹⁾。

日本人はこの思想的欠落を、口語的にいえば「議論のなかに、あるべきものが見当たらない」という実感を如何にして埋め、「平穩にして温和な老年」のうちに、最後の出口（final exsit）を見出すことができるであろうか。

注

- 49) 藩独自の忠孝書上としてわれわれは、例えば岡山藩の「孝心并奇特者書出帳」（承応3〔1654〕～嘉永4〔1851〕年）、あるいは仙台藩の「仙台孝義録」（延宝7〔1679〕～嘉永1〔1848〕年）、「封内忠孝之者等書上」（宝永5〔1708〕～寛保3〔1743〕年）を挙げることができる。

これら大量の書上は、藩主は日頃から民心・民政に注意深い配慮を加えたことを物語っている。両藩の忠孝・奇特者書上史料、老齡者褒賞文書については、岡山大学附属図書館（1971: 500-2）、鈴木（1923）、宮城県図書館（1980: 22）の収録資料を参照してほしい。

なお、岡山藩は宝永期（1704～10年）、「長寿百歳以上之者」に特別の配慮をくわえ、多い年は米20俵また10俵を、少ない年は9俵あるいは7俵を支給した。しかし、元文3年以後は一律に7俵とし、翌年は1俵を支給、さらに「越年」をすれば毎年1俵増とした（石坂（1932: 1114-5）。百寿者に対する関心は現今と少しも変わらない。

- 50) 御触書・御褒美之部は大部分、幕府の勘定奉行あるいは町奉行所の達し（書面）を収録したもの

である。元文4年の初出事例二つは、越後国・蒲原郡村山村のつし、そして甲斐国・巨摩郡乙黒村のひめである。ひめへの達しは、資料5のように2点からなる（一部省略）。

- 51) 「刑罰記」（全16巻）は仙台藩の刑法裁判・触法事案のうち1,713件を収録している。収録期間は延宝9（1681）～明和7（1770）年まで（90年間）である（高倉〔1988〕、明和8年以後の記録は収録されていない）。このうち享保～明和期（巻三以降）について大塚は、「藩政初期の厳科主義の名残が強かった時期の終わりのころから、儒教的仁政主義などに影響されて、藩の方針に一時寛刑主義への漸進的な移行がみられる」と述べている（巻頭前書き）。

確かに、老臣・老人に対する寛刑（宥免）判決は、筆者に見落としがなければ、享保13（1728）年の事例が初出である（「刑罰記」460番）。しかしこれ以降、老齡を理由とした宥免事案は10件余りにすぎず、寺院・社家は対象に含められたが、百姓は除外されたようである。この10件のうち3件については、次節「罪責を宥免される極老」に収録している。

- 52) 仙台藩「評定所格式帳」（元禄16〔1703〕年）は、「不行跡之類」にあたる刑罰は追放としたが、「大小」（大小二刀）を所持しない侍は（追放ではなく）斬罪とした。即ち「一 不行跡者御追放被仰付候、但侍不行跡二而大小を持不申候得ハ、斬罪ニ罷成候」（吉田〔2002: 73〕）。橋本は、鎗は手放したが、「指料」（二刀）は持っていたのであろう、斬罪は免れたのである。

なお、橋本の主君・柴田藏人は伊達家「一家」衆で5,157石を拝領、船岡要害を預かる重臣だった（家中屋敷107、足輕屋敷51）。坂田（2001: 490, 726）によれば、橋本は、家禄717石、祖父は伊勢、父は善右衛門と称し、本家・橋本氏（家禄600石）の分家だった。橋本本家は別の分家も出しているから、彼ら「親類共」は種々相談の上出訴したのであろう。

- 53) 鶴谷氏の主君・福原縫殿は伊達家「準一家」衆で禄高1,000石、「所」（家中屋敷30、足輕屋敷15）を拝領し、宮城郡高城に居住する上層武家だった。しかし鶴谷氏は延宝期以降、代々「一両四人

分」の切米(判金)取りで、身分は元禄期に「徒小姓与頭」とある。鶴谷氏の困窮は、少なくとも半世紀以上は続いていたとみられる。それ故甚太郎は、幼少以来の貧乏暮らしとわが身のいく末に、もはや耐え難くなっていたかもしれない。甥・本城氏(「五両七人扶持」)の生計も、彼と大同小異だったに違いない(坂田[2001: 625, 812-3])。

- 54) 身内の葛藤は一般に隠蔽されるという事態は、現代日本の老人・乳幼児虐待においても同様であろう。例えば、「高齢者虐待防止法」に基づく厚労省調査によれば、養護者(家族・親族・同居人等)による加害は2014年度の場合、約25,800件の相談・通報があったが、このうち虐待と判断された事例は約15,700件(61%)に過ぎない(厚労省HP)。

この数字(61%)は各地方自治体(担当部課)が判断したものであるが、われわれの生活実感(見聞、経験)からは相当かけ離れている。社会的に認知・確定される虐待は、主な加害者は身内(息子や娘、あるいは夫)である点を考慮すると、現代においても「氷山の一角」であることに変わりはない。

- 55) 新村(1991: 7)によれば、古代の養老令は高齢者(70歳、80歳、90歳以上者)に対して、減刑措置や罰金(贖銅)による免責を定めていた。江戸時代・極老に対する宥免措置の起源は、養老令の名例律にあると推定される。

刑事事件において幕府(奉行所)は、被害者側(本人、親類)から宥免願(刑の減免願)が出された場合、被害者側が加害者に対して遺恨がないことを確認した上で、加害者を赦免する制度を設けていた(大平[2013: 302-3])。

これに対して、ここで取り上げた宥免事例3件は(刑法犯というより)、侍の職務上の過失・怠慢による藩行財政への毀損罪であり、かつ被疑者は極老に達しているという事例である。そこで評定所は、吟味・糾問はしたが裁判にはかけず、罪の減免を申渡したとみられる(筆者は減と免の違いについて、減は「有罪」[事例1, 3]であるが減刑措置をうけたもの、免は「無罪」[事例2]とされたもの、と解釈した)。

なお仙台藩評定所は元文2(1737)年3月、老

人(70歳以上)と幼少者(15歳未満)に対する刑罰は(殺人罪を除き)、吟味の上「一等宛輕ク」とすると定めた。それは「格書拔(九)」に「一七十歳已上・十五歳已下之者、其罪之依品、御吟味之上一等宛輕ク被仰付候事」と記されたものである(吉田[2002: 85])。ここで取り上げた極老武士への宥免措置3件は、元文2年の先規・先例の年齢制限を10歳繰り上げて80歳とし、かつ「不起訴」扱いにしたものと解釈できるかもしれない(「刑罰記」によれば、少なくとも極老11人、70歳以上者1人が宥免をうけた)。

また評定所は、老病の侍に職務上の過失があっても、何らかの配慮を加えることもあった。例えば、侍・本間武兵衛は享保13年4月、出仕(御番勤)中に「御襖二もたれ」居眠りをしていた。これは「重畳不敬の至り」である。しかし、彼は「春中より相煩」っており、近頃やや回復したが無理をおして勤務していた。そこで評定所は翌日、「病後老人の義故、与^ふ風眠出候義と相見得候」とし、大番頭に「御用捨」「当分慎懼有候事」と申渡した(「刑罰記」460)。

- 56) 大三島町誌編纂会(1988: 357)は、天保13(1842)年の伊予国・越智郡口総村の人口ピラミッド(比率表記)を掲載している。そこで、村人数(884人)と本図の比率から、80歳以上者の人数と比率を計算すると、80歳以上者は5.3人(近似値)、同比率は6.00%(男子3.81%、女子8.42%)となる。

直島、口総村の比率を近代の国勢調査(単年)データと比較対照するとこうなる。明治21(1888)年の国調によれば、数え年80歳以上者が総人口に占める比率は6.67%、90歳以上者比率は0.27%だった。そこで単純比較をすると、19世紀中期・直島の80歳以上者、90歳以上者比率は国調の比率よりも高く、口総村の80歳以上者比率は国調のそれとほぼ同じだったことになる(表8)。

- 57) 宇和島の90歳以上者比率0.55%、100歳以上者比率(0.02%、10万人当たり2.1人)は、単純比較をすると、明治21(1888)年の国調「数え年」データ(0.27%、0.0035%・10万人当たり0.35人)よりも高かった。

平成22(2010)年の国調データによれば、「数え

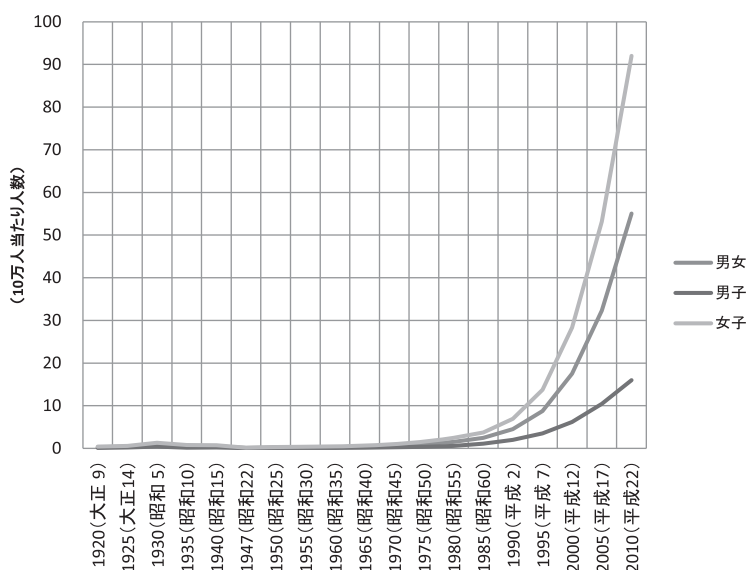


図4 数え年100歳以上者が日本人口に占める人数 (10万人比, 1920-2010年)

- 1) 数え年100歳は満年齢では99歳である。
- 2) 1920年以前の満99歳以上者実数は、1888 (明治21) 年137人、1893 (同26) 年170人のみ信頼可。
- 3) 1920, 70, 80, 90, 2010年の同実数はそれぞれ、157, 645, 1817, 5579, 69969人。

年」80歳以上者の比率は72.44% (男子51.67, 女子92.07%)、同90歳以上者の比率は13.49% (男子6.40, 女子20.19%)、同100歳以上者比率は0.55% (人口10万当たり55.1人) である。「数え年」100歳以上の老人数は図4によれば、1980年頃までは僅少に保たれていたが、1985～90年に転機を迎え、以後急増して今日に至っている。

なお、平成27 (2015) 年9月1日現在の厚労省・住民基本台帳調査によれば、「満」100歳以上の高齢者数は61,568人 (男子7,840人, 女子53,728人)、人口10万人当たりの人数は全国48.5人、鹿児島80.4人、埼玉28.7人で、最長寿命 (最高齢) 者は男子112歳、女子115歳である。

この年、「百歳高齢者表彰」の対象者3万余人は例年通り、政府祝儀品として銀杯 (純銀製) を受け取ったが、2016年度からは銀メッキ製にディスカウントされる (必要経費は2015年度比で-45%の縮減、1.5億円を見込む)。厚労省はその理由を、対象数の増加に応じた経費節約であると説明している (厚労省 HP, 新聞報道)。

58) ミノワ (1987) は、心性史 (アナール派) の手

法をもちいてこう結論づけている。多少の地域差・時代差はあったとしても、西欧の老人は古代～ルネサンス期を通して肉体、経験、外観上きわめて不利な状態 (老衰、老醜、経験の陳腐化) にあったので、(少数の例外を除いて) 彼らには「黄金時代など一度も訪れなかった」し、貴族や文士以外「(騎士ですらも) 引退の概念」はなかった。老人は厄介者として敵意の対象とされたので、身内の好意あるいは慈善に与ったごく少数の人々を除いて、みな貧乏で孤独で悲惨であった。

しかし、例外もあった。6世紀以降の修道院は富 (土地や貨幣) の寄進と引き替えに、在俗信徒 (裕福な支配者、地主、商人) に「隠遁」の場 (つまり、個室・賄い付き養老院の原型) を提供するようになった。これは「集団としての罰や神の報い (最後の審判)」が、個人主義の浸透によって徐々に、「神と自我との個人的関係とみなされるように」変化していったからである。ミノワは、この傾向は8世紀に一般化し、「11世紀に最高潮に達した」と記している。

この点について筆者は、西欧における贖罪規定

書 (libri poenitentiales) の成立と普及 (5 世紀以後～13 世紀) が、この動きに与って力があつたと推定している。すなわち、規定書の普及により、神と人との個別的契約 (testament) という概念が、「罪」の自覚とともに、次第に聖職者以外の人々 (一般民衆、異教徒ら) に浸透し、彼らの内面を徐々に「個人主義」化していったのではないかと考えられるのである (阿部 [1989: 161-207])。

しかしながら、修道院での彼らの暮らしぶりは、修道僧と同様に厳しい制約下にあつたので、古代ローマの貴族が享受した老年期 (例えば大カトー、アッピウス、キケロ、アッティクスらの生き方) とは雲泥の差があつた。すなわち、修道院での老人の仕事は (理念的には)、孤独を友とし「自己 (魂) の救済」や「学問と研究」に励むことであつて、平穏な老年を享受するものでは決してなかつたのである (大野・菅原訳 [1996: 180-2, 184, 211, 267, 399-404])。

尤も、15～16 世紀の修道僧らの暮らしぶりや信徒に対する説教には、教会の司祭・司教また教皇のそれをもふくめて、極めて破戒的かつ偽善的なものがあつた。例えばエラスムス (1518-33) は、そうした者たちの行動はイエスの本来の教えに違背すると厳しく批判したが、そうした批判は神学者連の執拗な攻撃をまねいた (エラスムスとトマス・モア [1499-1533] を参照)。

なお、修道院内の在俗信徒は日々を実際にどう生きたのか。この点については今のところ、筆者には知識がない。

- 59) 教義・思想の相対化については確かに、空海は「三教指帰」(延暦16 [797] 年) で儒教・道教に対する仏教の優位を、流麗な詩歌 (漢詩) を駆使して朗々と歌いあげたし、富永仲基は「出定後語」(延享2 [1745] 年) で仏教 (大乘思想) の立ち位置を鮮明にして、釈迦の教え (原始仏教の重要性) を覚醒させた。

しかし両者とも、仏教を儒仏以外の思想 (例えばキリスト教) と対峙させたわけではなかつた。唯一の例外は、「妙貞問答」の著者・ハビアンであろうが、彼は棄教のあと「破提字子」を書いて、その立場を一変させた。

- 60) 中田 (1923: 227-8) は、江戸期・町人の隠居事

例を文学作品から抽出し紹介している。それによると、町人たちの隠居年齢は40, 60, 70代と区々であつたが、たとえば「六十過なば万事子にわたし、法^{ほつたい}躰をして後の世をいのる心がけが肝要でござる」(江島其磧・八文字屋自笑作「風流軍配記」元文1 [1736] 年)、あるいは「都には今、四十の内外を問はず、法体して楽隠居をする事、専に流行りぬ」(井原西鶴作「本朝二十不孝」貞享3 [1686] 年) と記され、時には「七十有余法体もせずみせに出て」(江島・自笑「同書」) などと批判されもした。

法体 (出家・隠遁) は老後の理想的生き方であるとの考えは、中世の知識層だけでなく、江戸時代の庶民もまた共有したのである。

そこで、江戸時代の老人たちは (理念的には)、^{しんしょう} 身上 (財産) をわたせば子の庇護・扶養は当然として、もっぱらみずからの病を憂う存在でよかったであろう。この考えはまた、孔子の言葉によって補強されもしたのであろう。すなわち、「(孟武伯、孝を問う) 子曰わく、父母には唯だその疾を憂えしめよ」(『論語』卷第一、為政第二の六。金谷 [1991: 29-30])。隠居は結局のところ、財産の生前贈与を前提としてなり立つ慣行だったのであろう。

- 61) 例えば山室 (2012: 192) は、老人と高齢者とは区別し、また高齢者の年齢区分は75歳以上とするのが妥当としつつ、尊厳死にも言及しながら銘記すべき提案をしている。すなわち、現在の高齢者が「自立を伴った長寿」を実現するには、一人ひとりが日頃から生活習慣病だけでなく、生活機能病 (神経系-運動系疾患) の予防をも念頭に置いて、「生涯にわたって努力を重ねる」ことが必要だと説いている。

何故なら、生活の質 (quality of life) を保てない「寝たきり・認知症・虚弱高齢者」の増加を阻止し、社会保障費の配分を若年層と子育て世代に手厚くして、生産年齢人口の危機的目減りを回避することは、われわれは日本人の喫緊の課題だからである。

多くの医師・医学者は現在、例えば認知症の原因物質の特定と大脳部位における生理学的メカニズムの解明、治療薬の開発や治験、また早期発見

の手法開発に努力をしている。介護ロボ・装着ロボ・HAL (パワードスーツ) の開発も進んでいて、研究は日進月歩の感がある。

しかし、現在の日本人は、こうした手段の対応を講じると同時に、「何のために長生きをするのか (させるのか)」という疑問への回答をも、しっかりと探求することが必要である。

われわれは「古い時代の老人は手厚く孝養されていた」などと考えることはできないし (5-1 節, 注58をも参照), 子や嫁の献身に依存した「孝行の時代」 (有吉が描いた「昭子さん, 茂造さん」の暮らし) に戻ることも到底できない。それ故, この問いかけに対する回答は, いかなる時代であれ社会であれ, 例えばソポクレスやキケロがそうだったように, 果敢に挑戦しつつ自らが導きだすべきものではないか。

この極めて現代的かつ普遍的な難問について, われわれは今こそ人文科学者たちの助力と, 一層の奮起をも期待すべきではないだろうか。

参考文献

(書籍・論文)

阿部謹也 [1989] 『西洋中世の罪と罰』 弘文堂。

青野春水 [1983] 「近世瀬戸内海島嶼村落における出稼と株・受」 地方史研究協議会 (編) 『瀬戸内社会の形成と展開—海と生活—』 雄山閣。

Allen, P. S. [1906-58] *Opus epistolarum Des. Erasmi Roterodami*: Oxonii: In Typographeo Clarendoniano. 杏掛良彦・高田康成訳 [2015] 『エラスムス＝トマス・モア往復書簡』 岩波文庫。

Aristophanes [BC. 414 (上演)] *Ornithes*. アリストパネス／高津春繁訳 [1961] 「鳥」『ギリシア喜劇全集』 (第1巻) 人文書院。久保田忠利訳 [2008] 「鳥」『ギリシア喜劇全集』 (2) 岩波書店。

Aristophanes [BC. 421 (上演)] *Eirēnē*. アリストパネス／佐野好則訳 [2008] 「平和」『ギリシア喜劇全集』 (2) 岩波書店。高津春繁訳 [1956/1992] 『平和』 岩波文庫。

Aristoteles [BC. c.430?], *Historia Animalium*. アリストテレス／島崎三郎訳 [1968/69] 『動物誌』 (上, 下) 岩波書店。

Cicero, Marcus Tullius [BC. 44] *De Senectute*. in

The Loeb Classical Library, 1924/64. キケロ／中務哲郎 (訳) [1999] 「大カトー・老年について」『キケロー選集』 (9) 岩波書店。

愛媛教育協会北宇和部会 (編) [1917] 「北宇和郡誌 (宇和島吉田両藩誌)」 関印刷部。

愛媛県史編さん委員会 [1986] 『愛媛県史』 (近世 上) 愛媛県。

Erasmus, Desiderius [1511] *Moriae Encomium*. エラスムス／渡辺一夫・二宮敬 (訳) [1967/2006] 『痴愚神礼讃』 (世界の名著17, 中公クラシックス w47) 中央公論社, 中央公論新社。

Erasmus, Desiderius [1518-33] *Colloquia*. エラスムス／二宮敬 (訳) [1967] 『対話集』 (世界の名著17) 中央公論社。

Euripides [BC. c.401 (上演)] *Hiketides*. エウリピデス／橋本隆夫 (訳) [1991] 「ヒケディデス・嘆願する女たち」『ギリシア悲劇全集』 (6) 岩波書店。中山恒夫 (訳) [1965] 「救いをもとめる女たち」『エウリピデス』 (世界古典文学全集9) 筑摩書房。

福井県 [1985] 『福井県史』 (資料編5, 中・近世三)。浜野潔 [2007] 『近世京都の歴史人口学的研究—都市町人の社会構造を読む—』 慶應義塾大学出版会。

Hanley, Susan and Yamamura, Kozo [1977] *Economic and Demographic Change in Preindustrial Japan, 1600-1868*. Princeton UP. ハンレーとヤマムラ／速水融・穂本洋哉 (訳) [1982] 『前工業化期日本の経済と人口』 ミネルヴァ書房。

藩法文書叢書刊行会・吉田正志 (編) [2002] 『藩法文書叢書3』 (仙台藩 上) 創文社。

速水融 [2009] 『歴史人口学研究—新しい近世日本像—』 藤原書店。

平松義郎 [1960] 『近世刑事訴訟法の研究』 創文社。

平松義郎 [1988] 『江戸の罪と罰』 平凡社。

広島県 (編) [1976] 『広島県史』 (近世資料編VI) 広島県。

本庄良文 [2015] 「輪廻する生き物たち」 青原令知 (編) 『俱舎』 (龍谷大学仏教学叢書4) 自照社出版。

Hopkins, Keith [1983] *Death and Renewal*. Cambridge UP. ホプキンス／高木正朗・永都軍三 (訳) [1996] 『古代ローマ人と死』 晃洋書房。

洞富雄 (監修) [1985] 「陸軍省 明治24年 徴発物件一覧表」 (マイクロフィルム版) 雄松堂。

- 兵頭賢一 [2004] 『伊達宗紀公傳』 創泉堂出版。
- 石井進 (校注・解題) [1972] 「北条重時家訓」 「家訓・置文・一揆契状」 『中世政治社会思想』 (日本思想大系 21) 岩波書店。
- 石井良助・服藤弘司 (編) [1994] 『幕末御触書集成』 岩波書店。
- 石坂善次郎 (編) [1932] 『池田光政公伝』 (下巻) 私家版。
- 香川県 (編) [1989] 『香川県史』 (第3巻 通史編 近世 I) 香川県。
- 香川県 (編) [1987] 『香川県史』 (第10巻 資料編 近世文書Ⅱ) 香川県。
- 香川県教育委員会 (編) [1982] 『新編 香川叢書』 (民俗編) 新編香川叢書刊行企画委員会。
- 香川県仲多度郡 (編) [1918] 『仲多度郡史』 香川県仲多度郡。
- 金谷治 (訳註) [1963/91] 『論語』 岩波文庫。
- 片保涼介 [2015] 「近世日本の刑事法における高齢者—明律の影響—」 『立命館法制論集 (院生論集)』 第13号。
- 木村礎 (校訂) [1978] 『旧高旧領取調帳』 (中国・四国編) 近藤出版。
- 木村泰賢 (訳) [1930] 『阿毘達磨大毘婆沙論』 (国譯一切經・毘婆沙部 8 卷) 大東出版社。
- 近代史文庫宇和島研究会 (編) [1976] 『大成郡録』 (宇和島藩庁伊達家文書) 近代史文庫宇和島研究会。
- 近代史文庫宇和島研究会 (編) [1982a, b] 『記録書拔・伊達家御歴代事記 (2, 3)』 (宇和島藩庁伊達家文書 8, 9) 近代史文庫宇和島研究会。
- 空海 [797] 「三教指帰」 渡辺照宏 (編) [1969] 『空海・最澄集』 (日本の思想 1) 筑摩書房。
- 倉敷市史研究会 [2000] 『新修倉敷市史』 (第3巻 近世上) 倉敷市。
- 倉敷市史研究会 [2003] 『新修倉敷市史』 (第4巻 近世下) 倉敷市。
- 楠本信道 [2007] 『「俱舍論」における世親の縁起論』 平楽寺書店。
- Minois, Georges [1987] *Histoire De La Vieillesse En Occident, de l'Antiquité à la Renaissance*. Librairie Arthème Fayard. ミノワ／大野朗子・菅原恵美子訳 [1996] 『古いの歴史—古代からルネサンスまで—』 筑摩書房。
- 三浦忍 [2004] 『近世都市近郊農村の研究—大阪地方の農村人口—』 ミネルヴァ書房。
- 南和男 [1984] 『幕末江戸社会の研究』 吉川弘文館。
- 宮城県図書館 [1980] 『宮城県郷土資料総合目録』 古文書を読む会。
- 宮本常一 [1971/2008] 『私の日本地図』 (9 瀬戸内海Ⅲ 周防大島) 未来社。
- 宮崎克則 [2002] 『逃げる百姓、追う大名』 中公新書。
- 三好昌文 [2001] 『宇和郡の庄屋と民衆』 (著作集第3巻) 私家版。
- Montaigne, Michel de [1588] *Essais*. モンテーニュ／荒木昭太郎 (訳) [1967] 『エッセー』 (世界の名著 19) 中央公論社。
- 村山聡 [2009] 「近世村落史料の体系性と比較分析の可能性」 日本村落研究学会 (編) 『近世村落社会の共同性を再考する』 (年報村落社会研究44) 御茶の水書房。
- 永積安明 (校訂) [1995] 『徒然草』 (新編 日本古典文学全集44所収) 小学館。
- 内藤湖南 [1925/1987] 「大阪の町人学者 富永仲基」 『先哲の学問』 (叢書316) 筑摩書房。
- 中田薫 [1923/1984] 「隠居」 『徳川時代の文学に見えたる私法』 岩波文庫。
- 直島町史編集委員会 (編) [1990a, b] 『直島町史』 (本編, 続編) 直島町 (香川県)。
- 西山松之助 [1952] 「大阪・兵庫・西宮・塩飽島人口統計表」 『歴史学研究』 (第157号)。
- 西義雄 (訳) [1935] 『阿毘達磨俱舍論』 (国譯一切經・毘婆沙部26巻上) 大東出版社。
- 岡山大学附属図書館 [1971] 『池田家文庫総合目録』 池田家文庫総合目録複製版頒布会。
- 沖浦和光 [1998] 『島に生きる』 広島県豊町。
- 小野武夫 (編著) [1970] 「不鳴條 (智之巻 62)」 『日本農民文書聚粹』 (第11巻) 酒井書店・育英堂。
- 大平祐一 [2013] 『近世日本の訴訟と法』 創文社。
- 大三島町誌編集会 [1988: 357-8] 『大三島町誌』 (一般編) 大三島町 (愛媛県)。
- 大竹秀男 [1958] 「武士相続に関する藩法資料—宇和島藩—」 『神戸法学雑誌』 第8巻第2号。
- 大竹秀男 [1990] 「江戸時代の老人観と老後問題—老人扶養の問題を主として—」 比較家族史学会 (監修) 『古いの比較家族史』 三省堂。

Plutarchus [AD. c.120-7?] *Vitae Parallelae*. プルタルコス／河野与一訳 [1953/91]『プルターク英雄伝』(3) 岩波文庫.

佐伯旭雅(編輯) [1887]『冠導阿毘達磨俱舍論』(巻第十五).

桜部建・加治洋一(校註) [1996]『発智論』(I) (新国訳大蔵経・毘雲部1) 大蔵出版.

佐久高士 [1970]『越前国宗門人別御改帳』(第4巻) 吉川弘文館.

佐久高士 [1972]『越前国宗門人別御改帳』(第5巻) 吉川弘文館.

佐久高士 [1975]『近世農村の数的研究』吉川弘文館.

仙台市史編さん委員会 [2000]『仙台市史』(資料編4 近世3 村落) 仙台市.

司法省調査部『御仕置例類集』(第一輯 古類集一).

新村拓 [2002]『痴呆老人の歴史』法政大学出版.

新村拓 [1991]『老いと看取りの社会史』法政大学出版会.

Sophokles [BC. 401 (上演)] *Oidipous epi Kolono*. ソポクレス／引地正俊訳 [1990]『コロノスのオイディプス』『ギリシア悲劇全集』(3) 岩波書店.

高津春繁訳 [1973]『コロノスのオイディプス』岩波文庫.

Sophokles [BC. ? (上演?)] *Electra*. ソポクレス／大芝芳弘訳 [1990]『エレクトラー』『ギリシア悲劇全集』(4) 岩波書店.

菅野則子(翻刻) [1999]『官刻孝義録』(上, 中, 下巻) 東京書籍.

鈴木大拙 [1972]『日本の霊性』岩波文庫.

鈴木省三(編) [1923]『仙台叢書』(第2巻) 仙台叢書刊行会.

高木正朗 [2013a, b]『江戸時代の超高齢者—仙台藩1737-1866年史料に見る(上, 下)—』『立命館産業社会論集』第49巻第2, 3号.

高木正朗 [2011]『19世紀中期の人口増加と『稲作前線』の回復—仙台藩・中奥農村の『家屋敷』再興計画—』『立命館産業社会論集』第47巻第2号.

高木正朗・向田徳子 [2008]『人口減少と民政の展開—関藩『仕法』と狐禅寺村の対応—』高木(編)『18・19世紀の人口変動と地域・村・家族』古今書院.

高倉淳(編) [1988]『仙台藩刑罰記』私家版.

高柳眞三・石井良助(編) [1934/58]『御触書寛保集成』岩波書店.

高柳眞三・石井良助(編) [1935/58]『御触書宝暦集成』岩波書店.

高柳眞三・石井良助(編) [1936/58]『御触書天明集成』岩波書店.

高柳眞三・石井良助(編) [1941/58]『御触書天保集成』岩波書店.

竹内利美・原田伴彦(編) [1969/1983]『日本庶民生活史料集成』(第9巻 風俗) 三一書房.

田辺繁子(訳) [1953]『マスの法典』岩波文庫.

田中家文書調査会 [2001]『宇和海浦方文書 三浦田中家文書』(第1集) 臨川書店.

田中貞輝 [2012]『高山浦のかたちと暮らし』創風社出版.

田中貞輝 [2009]『宇和島藩領高山浦幕末覚え書』創風社出版.

月本昭男(訳) [1998]『コーヘレト書』『旧約聖書』(Ⅷ) 岩波書店.

渡瀬信之(訳) [1991]『マヌ法典』中公文庫.

Vergilius, Publius Maro [BC. 19] *Aeneis*. ウェルギリウス／泉井久之助訳 [1976]『アエネーイス』(上) 岩波文庫.

山室隆夫 [2012]『不老長寿を考える—超高齢社会の医療とスポーツ—』ミネルヴァ書房.

柳田国男 [1979]『木綿以前の事』岩波文庫.

柳沼重剛 [2003]『ギリシア・ローマ名言集』岩波文庫.

安澤秀一 [1980]『宇和島藩切支丹類族改・宗門人別改・公儀え指上人数改の基礎的研究』『史料館研究紀要』(第12号) 史料館.

吉田兼好 [c.1330-31]『徒然草』木藤才藏(校注) [1977]『徒然草』(新潮日本古典集成) 新潮社.

吉田正志 [2013]『仙台藩の罪と罰』慈学社出版.

(辞書・事典類—医学, 病名, 漢字, 歴史, 衣服・衣類, その他の用語)

医学大辞典編集委員会(編) [2006]『最新 医学大辞典』(第3版) 医歯薬出版.

伊藤正男・井村裕夫・高久史磨(総編集) [2010]『医学書院 医学大辞典』医学書院.

加藤正明(編集代表) [2001]『精神医学事典』(縮刷版) 弘文堂.

Glare, P.G.D (ed) [2012] *Oxford Latin Dictionary* (volume 1). Oxford UP.

廣松渉他(編)[1998]『哲学・思想事典』岩波書店.

久松潜一(監修)[1989]『新潮国語辞典』新潮社.

Hornblower, S and Spawforth, A (eds.) [1999] *The Oxford Classical Dictionary* (OCD) 3rd edition. Oxford UP.

小泉袈裟勝[2001]『図解・単位の歴史』柏書房.

中村元[1981]『佛教語大辞典』東京書籍.

日本国語大辞典編集委員会(編)[2000]『日本国語大辞典』(第2版)小学館.

日本歴史大辞典編集委員会(編)[1985]『日本歴史大辞典』河出書房新社.

龍谷大学(編纂)[1922/1974]『佛教大辞彙』富山房.

坂田啓(編)[2001]『私本 仙台藩士事典』(増補版)私家版.

仙台郷土研究会(編)[2002]『仙台藩歴史事典』.

下中直也(編)[1971]『哲学事典』平凡社.

下中邦彦(編)[1985]『大百科事典』(11)平凡社.

白川静[1996]『字通』平凡社.

相賀徹夫[1988]『日本大百科全書』(15)小学館.

総合佛教大辞典編集委員会(編)[1987]『佛教大辞典』法蔵館.

(その他)

有吉佐和子[1972]『恍惚の人』新潮文庫.

医学書院 HP (連載一覧).

厚生労働省 HP「認知症の症状—中核症状と行動・心理症状」その他.

小野薬品工業株式会社[2012]『e-movie バアちゃんの世界』(YouTube).

志賀直哉[1968]「老人」『志賀直哉集』筑摩書房.

新藤兼人[1995]『午後の遺言状』(DVD)近代映画協会.

杉浦明平[2011]「おりん八十年」『夜逃げ町長』講談社文芸文庫.

鈴木大拙[1997]「老人と小児性」『東洋的な見方』(新編)岩波文庫.

〔付記1〕 史料の閲覧・収集については、次の方々と機関の行き届いた配慮をえました。ここに記して謝意とします。近藤萌美、牧尾裕、二宮信彦、大野宗博、大島千鶴、佐々木卓也、仙波ひとみ、田井静明、田中貞輝、田中輝和、山本太郎、故徳山久夫の各氏。倉敷市歴史資料整備室、松山大学図書館、明治大学刑事博物館、岡山県立記録資料館、瀬戸内海歴史民俗資料館、宇和島伊達文化保存会。

〔付記2〕 本稿の作成にあたり、筆者は多くの方々から懇切な助言や情報提供をうけました。私どもの疑問・仮説に対して、適切な情報をよせられた先学、友人・知人、また公共機関のスタッフの皆さんに感謝します。なお文中に誤りがあるとすれば、その責任はすべて筆者に帰せられます。

*本研究はJSPS 科研費 24530681の助成を受けたものです。研究費の執行にあたっては、立命館大学人文社会リサーチオフィスのサポートをえました。

Japan's Oldest-old Population in the Edo Period (2) :
An Attempt to Use Historical Materials of the Naoshima Island,
Uwajima and Sendai Domain, 1720-1872

TAKAGI Masaoⁱ

Abstract : What were the characteristics of Japan's geriatric population during the Edo Period (1603-1867)? Compared to today's, was it larger, smaller, or similar in size and ratio? These are very simple questions, but difficult to answer. There were as many as 270 to 300 small autonomous domains under the administration of the Tokugawa Shogunate, which ruled the country for over 260 years (the 17th to mid-19th centuries) before the formation of the modern nation state of Japan. As a result, we have no population statistics corresponding to census figures today, making it difficult to determine the numbers or percentage of elderly people in the Edo Period. However, there are some clues. Records of region-based population surveys conducted by the domains allow us to calculate the number of the oldest-old (those in their 80s), and their ratio to the base population. Then, other questions arise: how were elderly people treated by their families or administrators, and what kinds of diseases did they suffer from? Fortunately, abundant sources of qualitative information are available. Regarding the former questions, I calculated the following results. In Naoshima in the province of Sanuki (present-day Naoshima Town in Kagawa Prefecture), 396 persons out of the base population of 33,089 in the 31 years from 1839 to 71 were 80 years old or over, accounting for 11.97%, with 33 persons aged 90 or over, making up 1%. In the Uwajima Domain (present-day Uwajima, Ehime Prefecture) in 1778, 55 out of the base population of 100,142 (excluding the *samurai* warrior class) were aged 90 or over, accounting for 0.55%, and two persons out of 96,652 village dwellers were centenarians, accounting for 0.02% (2.07 persons per 100,000 persons). These figures can be compared to those of the census conducted in 1888 by the Japanese government. The census shows that out of the country's total population of 39.6 million (excluding those with no age available), 264,000 persons were in their 80th year or more, or 6.67% of the base population; 10,800 were in their 90th year or more, or 0.27%; and 137 were centenarians, or 0.0035% (0.35 persons per 100,000 persons). The ratios calculated in this paper are more than twice those of 1888, when Japan commenced modernization. To answer the aforementioned questions, I explored numerous records and documents to identify what kinds of illnesses older people in the Edo period suffered from and how they were treated by their families (caretakers), as well as their delicate formal relationships with their feudal rulers. This paper consists of several topics. Chapters 2 and 3 deal with changes in the regional population and ratio of older people in the Edo Period. Chapters 4 and 5 examine the elderly's human and social relationships. The introduction and conclusion provide a comparative-historical analysis of attitudes toward older people in Japan and Europe.

Keywords : the oldest-old, centenarian, kazoedoshi, geriatric diseases, Shumon-Aratame-Cho (population register), region-based population, per-mil, Sophocles, Cicero

i Professor Emeritus, Ritsumeikan University